

裁 決 書

地福第 644 号

審査請求人

審査請求人代理人

審査請求人から平成 年 月 日付けで提起された、 (以下「処分
庁」という。) が平成 年 月 日付 第 号により通知した生活保護法 (昭
和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。) 第 24 条第 1 項による保護申請却下処分に関
する審査請求について、次のように裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

審査請求の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人 (以下「請求人」という。) に対して平
成 年 月 日付けで行った保護申請却下処分 (以下「本件処分」という。) につい
て、その処分の内容について不服とし、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであると解される。

処分庁は、請求人の「住所地での居住事実が認められない」との理由により保護申請
を却下したが、叔母宅には一時避難したものであり、請求人の家財道具や衣類、日用生
活品及び住民票などは自宅に残されており、現段階での確実な帰来先は の自宅に
あり、保護の実施責任は、住所地を所管する保護の実施機関にあると判断されることか
ら、「申請者の住所地での居住事実が認められない」ためとして保護申請を却下した本
件処分は不当である。

裁決の理由

審査庁が認定した事実

請求人が提出した審査請求書、反論書、処分庁から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 請求人は、平成●年●月●日付けで法に基づく保護申請を行い、同日、適法な申請として受理されたこと。
- (2) 請求人が処分庁に提出した保護申請書によれば、請求人の世帯は、請求人のみの単身世帯であり、「現在住んでいるところ」及び「申請者の住所」として「●町●番地」と記載していること。
- (3) 処分庁は、平成●年●月●日に訪問調査を実施し、請求人、請求人の姉（代理人）及びその夫と面接していること。
- (4) 処分庁は、姉夫婦から、請求人は単身生活が不可能であることから、利用可能な障害福祉サービスの検討を行いながら、そのサービスが決定されるまでの間、母方の叔母がいる●県●市に請求人を一旦預ける予定であることを確認したこと。
- (5) 処分庁は、●町●課と協議し、障害者施設等の利用を念頭に、障害程度区分判定の聞き取り調査を行い、その結果、障害程度区分判定ソフトの一次判定は区分●程度であったこと。
- (6) 処分庁は、請求人が●症であり、●市内の●病院に通院していることを確認したこと。
- (7) 処分庁は、請求人の居住している家屋は、亡父名義であることを確認したこと。
- (8) 処分庁は、請求人の扶養義務者として、姉（代理人）、兄及び妹がいることを確認したこと。
- (9) 処分庁は、請求人には定期的な収入はなく、法第 29 条による関係先調査により、保護申請時に預金が●円あることを確認したこと。
- (10) 処分庁は、叔母から請求人に対して定期的な振込みは行われていないことを確認したこと。
- (11) 処分庁は、平成●年●月●日、請求人宅を訪問し、ガス及び電気メーターが停止し、請求人が家にいないことを確認したこと。
- (12) 処分庁は、請求人が平成●年●月●日に●病院を姉と受診し、●に転居するため、●病院から転院先への診療情報提供書の作成を受けたことを確認したこと。
- (13) 処分庁は、請求人は申請した住所地での居住実態がなく、叔母宅で生活しており、当面帰来性はないことから、請求人の住所地における居住事実が認められないとして、平成●年●月●日、法第 24 条第 1 項の規定に基づき却下とすることを決定したこと。
- (14) 平成●年●月●日付け●第●号による保護申請却下通知書によれば、却下の理由として、「申請者の住所地での居住事実が認められないため」と記載されていること。
- (15) 処分庁は、平成●年●月●日、姉（代理人）に電話により請求人の保護申請が却下になったことを説明したこと。

(16) 処分庁は、弁明書において、「審査請求人の姉（代理人）からの話では、審査請求人宅のガス・電気の契約を解除するとの事であった」としているが、処分庁の物件の記録からはその旨が確認できないこと。

(17) 処分庁は、弁明書において、平成 年 月 日に現地状況調査を実施したとしているが、その内容について物件から確認したところ「ガス、電気メーターが停止し、家にいないことを確認した（引取られていると思われる）」との記載はあるものの、請求人が実際に叔母宅に引き取られたどうかの事実を確認した記録は認められないこと。

(18) 処分庁は、弁明書において、「叔母に引き取られた状況から、単身生活を脱し、衣食住が足りた状況になっていると判断した」とあるが、物件の記録からは判断に至った経過及び理由が確認できないこと。

(19) 処分庁は、弁明書において、「審査請求人は、叔母（市）に引取られ、叔母との生活がはじまることから、申請地（町）での生活実態はないものと判断」したとしているが、物件の記録からは判断に至った経過及び理由が確認できないこと。

2 理由（判断）

(1) 法第 19 条第 1 項は、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という）を管理する町村長は、この法律の定めるところにより、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者について、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定している。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。）第 2 には、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。」と定められている。

(2) 本件についてみると、本件処分の通知書に記載された「却下の理由」は、前記認定事実のとおり「申請者の住所地での居住事実が認められないため」であり、これは、請求人の保護の実施責任が処分庁にないことをいうものであって、請求人の保護の要否の判断の結果、請求人を保護しないとしたことをいうものではない。

(3) 処分庁は、請求人が保護申請時には住所地に居住しているが、その後、障害福祉サービスの利用が決定されるまでの間、叔母宅に預けられたことをもって、「申請者の住所地での居住事実が認められない」として却下している。

しかし、請求人は、本件申請を行った平成 年 月 日から少なくとも叔母宅に預けられるまでの間、住所地である町で生活していたものであり、申請時点では処分庁が所管する区域内に居住しており、保護の実施機関であることには妥当性がある。その後、処分庁が「申請者の住所地での居住事実が認められない」との判断に至った経過等については、処分庁から提出のあった物件からは確認できない。さらに、処分庁から提出のあった物件からは、請求人が住所地から実際に叔母宅に預けられた時期、障害福祉サービスを利用できる可能性及びその障害福祉サービスを利用できるまでの見込期間並びに叔母宅での生活がどの程度の期間見込まれ、家財等の状況がど

うなるのか等について、事実確認している記録等が見受けられない。

また、処分庁が、請求人について「住所地に居住事実が認められない」との判断に至った理由が明白ではなく、判断に至るまでの調査及び検討が十分であるとは認められないものである。

- (4) 本件において、処分庁は、保護申請時に住所地に居住していた請求人について、「住所地に居住事実がない」として却下としているが、事実確認及び検討が十分行われているとは認められず、「住所地に居住事実がない」という判断に至った理由が明白ではないと認められる。

以上のことから、「住所地に居住事実がない」という理由により行った本件処分を不当とする請求人の主張には理由があると認められる。

3 結論

本審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 25 年 11 月 1 日

岩手県知事 達増 拓也

